

災害等応急対策に係る組織体制の整備

担当課：政策企画部危機管理室

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>大阪府域において震度6弱以上の地震など大規模な災害が発生した場合には、庁内に災害対策本部を設置し、応急対策活動を実施することを定めている（災害等応急対策実施要領に基づく）。</p> <p>災害対策本部の構成員は、本部長：知事、副本部長：3副知事、危機管理監、本部員：各部長、報道監、危機管理室長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長である。</p> <p>部局長等が災害対策本部の構成員となっている各部局の職員は、要領の定めに従い、参集することとなっている。</p> <p>災害対策本部に各部各班が置かれ、要領において各班の事務分掌が定められている。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【災害対策基本法】 (災害応急対策及びその実施責任) 第50条 災害応急対策は、次の各号に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防禦し、又は応急的救助を行なう等災害の拡大を防止するために行なうものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項 (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項 (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項 (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 (8) 緊急輸送の確保に関する事項 (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項 </div>	<p>災害等応急対策実施要領では、教育委員会を除く行政委員会の事務局長は災害対策本部の構成員になっておらず、事務局職員の参集規定もない。また、災害対策本部に置かれる各部各班にも位置づけられておらず、事務局職員は応急対策活動に従事することが定められていない。</p> <p>なお、他府県では下記のとおり行政委員会事務局の役割を位置付けているところがある。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>行政委員会事務局の位置づけがある他府県の事例</p> <p>【京都府】 監査委員事務局長、人事委員会事務局長及び労働委員会事務局長は、災害対策本部会議のメンバーとなっている。</p> <p>【和歌山県】 災害対策本部に、監査委員部、人事委員会部、労働委員会部が置かれており、各部の事務分掌について定めがある。</p> <p>【神奈川県】 災害対策本部に、人事委員会部、監査部、労働委員会部が置かれており、各部の事務分掌について定めがある。</p> <p>【愛知県】 災害対策本部に協力部（第1協力部：議会事務局、第2協力部：監査委員事務局、第3協力部：人事委員会事務局、第4協力部：労働委員会事務局）を置き、協力部は協力を求めた部長及び方面本部長の指示に基づき行動するものとされている。</p> </div> <p>行政委員会事務局の役割が要領の規定にない理由を担当課に確認したところ、災害対策基本法第50条各号に規定される事項が行政委員会（教育委員会を除く）の所管事務と直接関係がないため位置づけていないとのことであった。</p> <p>しかしながら、災害対策基本法の事項と直接関係のない事務を所管する室・課が協力班として要領上位置づけられていることを考えると、法の事項と関係ない事務を所管していることを理由に行政委員会事務局を要領の規定から外すことは疑義がある。</p>	<p>【改善を求めるもの（意見）】</p> <p>大規模な災害発生時において、公務員は全体の奉仕者として、率先して応急対策活動に従事することが期待されることから、行政委員会事務局の職員について、災害等応急対策に係る組織体制や参集の位置づけがないことは望ましくない。</p> <p>このため、平成26年3月の「大阪府地域防災計画」の改正を踏まえ、現在進められている災害等応急対策実施要領の改訂作業の中で、行政委員会事務局職員の災害対応の事務分掌や参集を明確に規定するよう検討されたい。</p>
<p>措置の内容</p>		
<p>南海トラフ巨大地震などの大規模災害時においては、行政委員会事務局職員も貴重な人的資源と認識しており、当該職員を含む全職員が速やかに災害時の応急対策等に従事できるよう、大阪府災害等応急対策実施要領を改訂すべく検討を進めていたところであり、平成27年2月10日開催の平成26年度第3回大阪府防災・危機管理対策推進本部会議で改訂が了承されたことから、災害対応時における行政委員会事務局職員の事務分掌や参集を明確に規定した。</p>		

不適切な出退勤管理

対象部局室課名	検出事項				監査の結果	措置の内容
府民文化部 私学・大学課	出張伺い作成時の入力漏れ及び出退勤記録のないものが放置されていた。				<p>【是正を求めるもの】 速やかに是正措置を講じるとともに、職員の勤務時間、休日休暇等に関する事務の取扱いを遵守することを徹底されたい。</p> <p>【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、服務（HTML）第6章他】 出勤の記録は、職員本人がオンラインタイムレコーダー（OTR）により行う。 出勤の記録がない場合「遅参・早退・未入力リスト」に掲示されるとともに、職員本人及び直接監督責任者等の総務事務システムトップページにお知らせ表示される（20日間）。 直接監督責任者は、「遅参・早退・未入力リスト」を確認し、必要な出勤簿修正を行うこととされている。</p>	<p>総務サービス課へ出勤簿修正を依頼し、修正した。 また、グループ長は同様の事案の発生を防ぐため、毎日遅参・早退・未入力リストを確認することとした。 今後は、適正な出退勤管理に努める。</p>
	職員名	日付	出勤簿表示	原因		
	A	平成25年7月25日	出退勤なし	出張伺い作成時の宅発・宅着入力漏れ		
		平成25年8月19日	早退あり	出張伺い作成時の宅着入力漏れ		
B	平成26年3月28日	退勤なし	退勤スリット忘れ			

公有財産台帳の登載誤り

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容																												
府民文化部 私学・大学課	<p>平成23年4月1日に工業高等専門学校の仕事物を大阪府立大学に無償譲渡し、公有財産システム上閉鎖登録を行ったが、もともと上記工作物が二重に大阪府の公有財産台帳に登録されていたため、二重に登録されていた一方のみが閉鎖登録され、もう一方が大阪府の公有財産台帳に登載されていた。</p> <p>これにより、大阪府の公有財産台帳及び大阪府新公会計制度上の資産残高が過大計上となっていた。</p> <p>譲渡資産の概要</p> <table border="1" data-bbox="389 566 1140 821"> <thead> <tr> <th>財産名称</th> <th>種目</th> <th>譲渡資産の取得価額</th> <th>譲渡資産の簿価(注)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下水設備</td> <td>下水</td> <td>116,661千円</td> <td>24,721千円</td> </tr> <tr> <td>渡り廊下(中央)</td> <td>雑工作物</td> <td>36,302千円</td> <td>17,445千円</td> </tr> <tr> <td>水道設備</td> <td>水道</td> <td>39,312千円</td> <td>16,162千円</td> </tr> <tr> <td>屋外キューピクル</td> <td>変電装置</td> <td>31,701千円</td> <td>14,089千円</td> </tr> <tr> <td>その他43件</td> <td>雑工作物等</td> <td>185,318千円</td> <td>39,752千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>409,294千円</td> <td>112,169千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 千円未満を四捨五入している。</p>	財産名称	種目	譲渡資産の取得価額	譲渡資産の簿価(注)	下水設備	下水	116,661千円	24,721千円	渡り廊下(中央)	雑工作物	36,302千円	17,445千円	水道設備	水道	39,312千円	16,162千円	屋外キューピクル	変電装置	31,701千円	14,089千円	その他43件	雑工作物等	185,318千円	39,752千円	合計		409,294千円	112,169千円	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>譲渡資産が公有財産台帳に登載された状態となっており、正しく資産の保有状況が反映されていないことから、適正な資産管理及び正確な財務諸表作成のため、譲渡資産を公有財産台帳上速やかに閉鎖登録されたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 部局長等は、システムを用いて、所管する財産の取得登録、異動登録、及び閉鎖登録を行い、所管財産の台帳を管理するものとする。</p>	<p>無償譲渡した工作物については、大阪府公有財産台帳上、閉鎖登録した。</p> <p>今後は、適正な資産管理に努める。</p>
財産名称	種目	譲渡資産の取得価額	譲渡資産の簿価(注)																												
下水設備	下水	116,661千円	24,721千円																												
渡り廊下(中央)	雑工作物	36,302千円	17,445千円																												
水道設備	水道	39,312千円	16,162千円																												
屋外キューピクル	変電装置	31,701千円	14,089千円																												
その他43件	雑工作物等	185,318千円	39,752千円																												
合計		409,294千円	112,169千円																												

契約手続及び履行確認の不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容						
<p>府民文化部 府政情報室 広報広聴課</p>	<p>汎用電子申請システム用サーバ機器等の賃貸借契約2件について、契約書に定められている月毎の履行完了書を契約期間中、一度も入手しておらず、月毎に行われる検査は、請求書により実施されていた。</p> <table border="1" data-bbox="398 483 927 635"> <thead> <tr> <th>契約期間</th> <th>契約金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年11月1日から 平成25年10月31日まで</td> <td>52,380,871円</td> </tr> <tr> <td>平成25年11月1日から 平成26年1月31日まで</td> <td>802,533円</td> </tr> </tbody> </table>	契約期間	契約金額	平成21年11月1日から 平成25年10月31日まで	52,380,871円	平成25年11月1日から 平成26年1月31日まで	802,533円	<p>【是正を求めるもの】 現在締結している賃貸借契約の履行検査に当たっては、月毎に履行完了書を入手し、適正に検査を行われたい。</p> <p>【汎用電子申請システム用サーバ機器等の賃貸借契約書】 (検査等) 第15条 乙は、月毎に、機器の状態等を確認し、良好に賃貸借の履行を完了したときは、その旨を書面により甲に通知しなければならない。 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく契約書に定めるところにより、業務の履行の状況を確認するための検査を行わなければならない。 (契約代金の支払) 第16条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、適法な手続に従って、契約代金の支払を甲に請求することができる。(以下略)</p>	<p>現在契約している賃貸借契約については、契約書に基づき、毎月受注者から完了届を受理し、履行検査を行っている。 今後も、契約書に基づき適切な事務処理に努める。 (参考) 契約期間：平成25年11月1日から 平成29年10月31日まで 契約金額：88,300,800円</p>
契約期間	契約金額								
平成21年11月1日から 平成25年10月31日まで	52,380,871円								
平成25年11月1日から 平成26年1月31日まで	802,533円								

契約手続及び履行確認の不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>府民文化部 都市魅力創造局 企画・観光課</p>	<p>1 受注者が再委託を行う場合、契約書第6条第1項により、書面をもって大阪府に通知し、承認を得なければならないとされているが、大阪府は業務実施計画書の中に記載されている事業実施体制及び事業内容により再委託の書面通知がなされていると判断し、書面通知を入手していなかった。</p> <p>2 同条第3項では、受注者は再委託先から暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴収し、大阪府に提出しなければならないが、大阪府は誓約書を入手していなかった。</p> <p>「OSAKA魅力再発見ツーリズム推進事業」委託 (1) 期間 平成25年6月27日～平成26年3月31日 (2) 契約金額 19,996,825円 (3) 再委託業務及び金額 観光情報冊子作成業務 2,100,000円 ホームページ作成業務 309,750円</p>	<p>【是正を求めるもの】 業務実施計画書の中に業務の一部を再委託する旨の記載はなく、再委託の書面通知を入手しているとは言えない。 また、暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を入手していなかったのは契約書に違反している。 今後、同様の契約により事業を実施する際には、契約内容を熟知し、再委託に係る書面通知の入手や承認手続の実施など、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【緊急雇用創出基金事業「OSAKA魅力再発見ツーリズム推進事業 契約書」 (再委託等の禁止及び誓約書の提出) 第6条 受注者は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、受注者が、委任し、又は請け負わせようとする受任者又は下請人の名称、委任し又は請け負わせる業務の内容、その他発注者が必要とする事項について、書面をもって発注者に通知し、発注者の承認を得て業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りでない。 (中略) 3 受注者は、受任者又は下請負人が大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例58号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。</p>	<p>「OSAKA魅力発見ツーリズム推進事業」については、平成25年度に終了しており、今年度において再委託をしているものもない。 今後、再委託を行う場合は、契約書に基づき、再委託に係る書面通知の入手及び承認手続の実施など、適正な事務処理に努めていく。</p>

経費支出手続の不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>府民文化部 都市魅力創造局 国際課</p>	<p>平成25年11月に発生したフィリピンでの台風被害を受けて、大阪府として見舞金を支出している。 支出命令伺書において、節は「報償費」となっているが、「会計事務の手引き」から判断すると、災害に対する見舞金を会計処理すべき節は「寄附金」である。</p> <p>(1) 支出先 日本赤十字社本社 (2) 金額 1,000,000円</p>	<p>【是正を求めるもの】 起案者のみならず、決裁権者は予算科目の設定に当たっては、会計事務の手引き等を十分に理解し、正しい節で執行されたい。</p> <p>【会計事務の手引き】 8 報償費は、役務の提供等に対する純粋な謝礼又はいわゆる報償的意味の強い経費です。 26 寄附金は、地方公共団体が公益上の必要から支出する経費であり、財産の無償譲渡です。</p>	<p>担当職員、関係者、決裁者となるすべての職員に対して、改めて会計事務の手引きに記載されている支出科目の考え方について、周知徹底を図るとともに、次回同様の案件が発生した場合は財務規則等を順守し、適正な事務処理に努めていく。</p>